

○貸付金の返還債務の免除に関する条例

昭和59年3月27日

島根県条例第12号

改正 昭和60年10月15日条例第24号

昭和60年10月15日条例第28号

昭和62年7月14日条例第18号

昭和62年10月13日条例第24号

平成元年3月25日条例第29号

平成元年7月7日条例第36号

平成2年7月10日条例第18号

平成4年7月7日条例第31号

平成5年7月13日条例第31号

平成5年12月24日条例第45号

平成10年6月30日条例第23号

平成12年3月17日条例第20号

平成12年7月28日条例第43号

平成12年12月26日条例第51号

平成13年3月23日条例第1号

平成14年3月26日条例第4号

平成14年3月26日条例第5号

平成14年10月25日条例第57号

平成15年3月11日条例第1号

平成15年7月25日条例第44号

平成16年6月29日条例第37号

平成16年12月24日条例第81号

平成17年7月19日条例第51号

平成18年3月24日条例第17号

平成18年7月14日条例第43号

平成19年3月13日条例第40号

平成19年7月13日条例第49号

平成20年3月21日条例第20号

平成20年10月21日条例第40号
平成20年10月21日条例第43号
平成21年3月23日条例第10号
平成21年12月22日条例第74号
平成22年3月26日条例第6号
平成22年10月22日条例第32号
平成22年12月24日条例第45号
平成23年3月11日条例第2号
平成23年7月15日条例第25号
平成23年10月18日条例第30号
平成25年7月5日条例第27号
平成25年10月15日条例第35号
平成26年3月18日条例第18号
平成26年7月11日条例第30号
平成26年7月11日条例第37号
平成26年7月11日条例第38号
平成27年10月16日条例第42号
平成28年3月25日条例第17号
平成29年3月24日条例第11号
平成30年3月23日条例第1号
平成31年3月8日条例第15号
令和2年3月24日条例第2号
令和4年3月22日条例第1号
令和4年6月28日条例第25号
令和7年3月21日条例第11号

貸付金の返還債務の免除に関する条例をここに公布する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県が貸し付けた貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭60条例24・平22条例6・令4条例25・令7条例11・一部改正)

(債務の免除)

第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、当該右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
<p>医学生地域医療奨学金</p> <p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、次に掲げる者で、将来県内の医療機関のうち知事が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p> <p>(1) 学校教育法による大学（自治医科大学を除く。以下この項において「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者</p> <p>(2) に掲げる者を除く。）又は学校教育法による大学院（以下「大学院」という。）において医学に関する専門知識を修得しようとする者</p>	<p>1 大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在学していた者のうち島根県卒として入学し、その課程を修了した者を除く。）が、国家試験（医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験をいう。以下この項において同じ。）に合格した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間（貸与期間が、1年未満の場合にあつては3年、1年以上2年未満の場合にあつては当該貸与期間に2年を加えた期間。次号及び第3号において同じ。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（医師法の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この項において同じ。）に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間その他の指定医療機関の長の指示により指定医療機関</p>	<p>債務の全部</p>

<p>(2) 鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者</p> <p>(3) 自治医科大学医学部に在学する者のうち同部への出願において出願地に島根県を選択し、入学した者(同部の第2次募集の出願地に他の都道府県を選択し、入学した者を除く。)</p>	<p>又は指定医療機関のうち知事が定めるもの(以下「特定地域医療機関」という。)において医師の業務に従事することができない期間(以下この号及び第4号において「指定医療機関以外従事等期間」という。)がある場合であつて、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該指定医療機関以外従事等期間を含む。)を除く。次号及び第3号において同じ。)を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事(特定地域医療機関において貸与期間の3分の2に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。次号及び第3号において同じ。)したとき(貸与期間が1年未満の場合は、指定医療機関において1年6月以上医師の業務に従事(特定地域医療機関において8月以上医師の業務に従事した場合に限る。)したときに限る。次号及び第3号において同じ。))。</p> <p>2 大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者(大学院入学前に臨床研修を修了した者を除く。)が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初</p>
---	--

		<p>日（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許（医師法の規定による医師免許をいう。）を取得していない者にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日）から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。</p> <p>3 大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者に限る。）が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。</p> <p>4 大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在学していた者のうち島根県卒として入学し、その課程を修了した者に限る。）が、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかつ</p>	
--	--	---	--

		<p>た期間（指定医療機関以外従事等期間がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたとしにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間（臨床研修を受ける期間を除く。）を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。）を除く。）を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>5 自治医科大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（医学部に在学していた者のうち同部への出願において出願地に島根県を選択し、入学した者であって、その課程を修了した者に限る。）が、国家試験に合格した日の属する月の翌月から直ちに、指定医療機関において貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事した（特定地域医療機関においてその期間の2分の1に相当する期間以上医師の業務に従事した場合に限る。）とき（同部を卒業した医師同士の婚姻に係る措置として、</p>	
--	--	--	--

		<p>島根県が他の都道府県と勤務配置等に関する協定を締結した場合で知事が別に定める機関において業務に従事したときは、指定医療機関において業務に従事したものとみなす。)</p> <p>6 前各号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>7 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	債務の全部又は一部
しまね医学 生特別奨学 金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、島根大学医学部に在学する者のうち知事が定める年次に在籍する者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金	<p>1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて6年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間（以下この項において「指定医療機関以外従事期間」という。）が通算して1年以上となる場合であって、指定医療機関以外従事期間が通算して1年以上となることについ</p>	債務の全部

		<p>てやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該1年以上となる期間（以下この項において「1年以上の指定医療機関以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関において医師の業務に従事（指定医療機関以外従事期間のうち通算して1年未満までの期間に限り、指定医療機関において医師の業務に従事したものとみなす。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中又は前号の1年以上の指定医療機関以外従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p> <p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	
緊急医師確保対策奨学金	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、島根大学医学部に在学する者のうち緊急医師確保対策枠推薦入学の制度により入学した者で、将来指定医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付</p>	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務（臨床研修以外の研修を受けることを目的とするものを除く。以下この号において同じ。）に従事することができなかった期間を除く。）を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、</p>	<p>債務の全部又は一部</p> <p>債務の全部</p>

	けた資金	<p>その期間を含めて9年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p> <p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	債務の全部又は一部
特定診療科 医師緊急養成奨学金	<p>県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、学校教育法による大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程に在学する者で、将来指定医療機関の特定診療科（知事が別に定める診療科をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けた資金</p>	<p>1 大学の課程を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において臨床研修を開始し、かつ、引き続いて指定医療機関において臨床研修を受け、その修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診</p>	債務の全部

		<p>療科以外において医師の業務に従事する期間（以下この項において「特定診療科以外従事期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたとしにおける当該6月以上となる期間（以下この項において「6月以上の特定診療科以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事（特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する臨床研修の期間中若しくは従事期間中又は前号の6月以上の特定診療科以外従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p> <p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	
研修医研修支援資金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、将来指定医療機	1 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者（医学生地域医療奨学金、しまね医学生特別奨学金、緊急	債務の全部又は一部

<p>関において後期研修 （臨床研修修了後に受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下この項において同じ。）を受けようとする臨床研修医（臨床研修を受けている者をいう。以下同じ。）又は将来特定地域医療機関（特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとしてあらかじめ知事が認めた場合（貸付け後における事情の変更により特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとして知事が認めた場合を含む。）における特定地域医療機関以外の指定医療機関（以下この項において「特認指定医療機関」という。）を含む。以下この項において同じ。）において</p>	<p>医師確保対策枠奨学金、特定診療科医師緊急養成奨学金又はへき地医療奨学金（貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第17号）による改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例第2条の表に規定するへき地医療奨学金をいう。）（以下この項においてこれらを「他の貸付金」という。）の貸付けを受けた者（臨床研修を修了した日の属する月までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。第4号において同じ。）を除く。）が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において後期研修を受けることができなかった期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間（以下この項において「指定医療機関以外後期研修期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、指定医療機関以外後期研修期間が通算して6月以上となることに</p>
---	---

<p>医師の業務に従事しようとする後期研修医（後期研修を受けている者をいう。以下この項において同じ。）に対して貸し付けた資金</p>	<p>ついてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月上となる期間（以下この項において「6月以上の指定医療機関以外後期研修期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関において後期研修を受けた（指定医療機関以外後期研修期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において後期研修を受けたものとみなす。）とき（第3号に該当する場合を除く。）。</p> <p>2 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者（他の貸付金の貸付けを受けた者（後期研修を修了した日の属する月までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。第5号において同じ。）を除く。）が、後期研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において医師の業務に就き、かつ、引き続いて一定の期間（貸付けを受けた回数が、3回の場合にあっては3年間、2回の場合にあっては2年間、1回の場合にあっては1年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間</p>
--	--

を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって計算するものとする。第5号において同じ。) (疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間 (特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であって、当該業務に従事する期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該期間 (以下この項において「特定地域医療機関以外従事期間」という。) を含む。) を除く。) 特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき (次号に該当する場合を除く。))。

- 3 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたもの (臨床研修を修了した日の属する月の翌月に (疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく) 指定医療機関において後期研修を開始したものに限る。第6号において同じ。)
- (他の貸付金の貸付けを受けた者
(当該後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の末

		<p>日までに他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合していない者に限る。第6号において同じ。)を除く。)が、当該後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の4月から(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく)引き続いて一定の期間(臨床研修医及び後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた回数が、それぞれ2回及び1回の場合にあつては3年間、それぞれ1回の場合にあつては2年間とし、これらの期間のうち特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に3分の2を乗じて得た期間をもって計算するものとする。第6号において同じ。)(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間(特定地域医療機関以外従事期間を含む。)を除く。)特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。</p> <p>4 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者(他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。第8号において「第4号対象者」という。)が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月</p>	
--	--	---	--

に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始し、かつ、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかつた期間（指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間（以下この項において「指定医療機関以外従事期間」という。）が通算して6月以上となる場合であつて、指定医療機関以外従事期間が通算して6月以上になることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間（以下この項において「6月以上の指定医療機関以外従事期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関において医師の業務に従事（指定医療機関以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において医師の業務に従事したものとみなす。）したとき（第6号に該当する場合を除く。）。

5 後期研修医に対する貸付金の貸付

	<p>けを受けた者（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。第8号において「第5号対象者」という。）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき（次号に該当する場合を除く。）。</p> <p>6 臨床研修医に対する貸付金の貸付けを受けた者で、かつ、引き続いて後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けたもの（他の貸付金の貸付けを受けた者に限る。第8号において「第6号対象者」という。）が、他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月の翌月から引き続いて一定の期間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（特定地域医療機関以外従事期間を含む。）を除く。）特定地域医療機関において医師の業務に従事したとき。</p> <p>7 次のアからオまでに掲げる期間中</p>	
--	--	--

		<p>に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p> <p>ア 第1号に規定する後期研修の期間</p> <p>イ 第1号の6月以上の指定医療機関以外後期研修期間</p> <p>ウ 第2号から前号までに規定する従事期間</p> <p>エ 第2号、第3号、第5号又は前号の特定地域医療機関以外従事期間</p> <p>オ 第4号の6月以上の指定医療機関以外従事期間</p> <p>8 次のアからウまでに掲げる者が当該アからウまでに掲げる期間中に、他の貸付金の返還に係る債務を免除されたとき（業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められたときに限る。）。</p> <p>ア 第4号対象者 指定医療機関において後期研修を開始した月から他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月までの期間</p> <p>イ 第5号対象者 後期研修を修了した日の属する月の翌月から他の貸付金の返還に係る債務の免除の</p>	
--	--	--	--

		<p>条件に適合する日の属する月までの期間</p> <p>ウ 第6号対象者 後期研修医に対する貸付金の貸付けを受けた日の属する年度の翌年度の4月から他の貸付金の返還に係る債務の免除の条件に適合する日の属する月までの期間</p>	
		9 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。	債務の全部又は一部
特定診療科 医師育成支 援資金	県内の医療機関の医師の確保及び充実を図るため、将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする臨床研修医に対して貸し付けた資金	1 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就き、かつ、引き続いて5年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下この項において「指定特定診療科以外従事期間」という。）及び特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下この項において「特定地域特定診	債務の全部

療科以外従事期間」という。) (特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関(特定地域医療機関を除く。)の特定診療科において医師の業務に従事する期間のうち、やむを得ない事由があると知事が認めた期間は、特定地域特定診療科以外従事期間とみなす。)が通算して6月以上となる場合であって、指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間(以下この項において「猶予期間」という。)を含む。)を除く。)指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事(指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定特定診療科以外従事期間は指定医療機関(特定地域医療機関を除く。)の特定診療科において、特定地域特定診療科以外従事期間は特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。)(特定地域医療機関の特定診療科において2年間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することが

		<p>できなかった期間（特定地域特定診療科以外従事期間のうち特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなされる期間を除く期間（以下この項において「特定猶予期間」という。）を含む。）を除く。）以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。</p> <p>2 前号に規定する従事期間中又は前号の猶予期間中若しくは特定猶予期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務上の事由に起因する心身の故障のためその業務に従事することができなくなったと認められるとき。</p>	
		<p>3 災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>

（昭60条例24・昭60条例28・昭62条例18・昭62条例24・平元条例29・平元条例36・平2条例18・平5条例31・平5条例45・平10条例23・平12条例20・平12条例43・平12条例51・平13条例1・平14条例4・平14条例5・平14条例57・平15条例1・平15条例44・平16条例37・平16条例81・平17条例51・平18条例17・平18条例43・平19条例40・平19条例49・平20条例20・平20条例40・平20条例43・平21条例10・平21条例74・平22条例6・平22条例32・平22条例45・平23条例2・平23条例25・平23条例30・平25条例27・平25条例35・平26条例18・平26条例30・平26条例37・平26条例38・平27条例42・平28条例17・平29条例11・平30条例1・平31条例15・令2条例2・令4条例1・令4条例25・一部改正）

（規則への委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、貸付金の返還に係る債務の免除に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 日雇労働者就職支度金の償還の免除に関する条例（昭和39年島根県条例第57号）

(2) 島根県地域改善対策大学等奨学資金の返還債務の免除に関する条例（昭和57年島根県条例第37号）

附 則（昭和60年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った看護学生修学資金及び医学生及び歯学生修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った看護学生修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った看護学生修学資金及び理学療法士及び作業療法士修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第20号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第43号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の社会福祉士及び介護福祉士修学資金の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った看護学生修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第51号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った農業法人等雇用就農資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前に貸付けの決定を行った医学生等修学資金及び教育委員会奨学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第57号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った看護学生修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った新規就農者経営安定資金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表青年農業者初期経営安定資金の項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第81号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第51号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行ったへき地医療奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第40号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第49号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の表農業法人等雇用就農資金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第40号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第74号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第6号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第2号）

この条例中第2条の表看護学生修学資金の項の改正規定は公布の日から、同表専修学校進

学者特別支援資金の項の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った前項の規定による改正前の貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定による島根県立農業大学校奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項ただし書の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。ただし、同日までに医学生地域医療奨学金の貸付けの決定を受けた者（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修を受けている者及び修了した者を除く。）で、この条例による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の例によることを同日までに規則で定めるところにより申請し、知事が認めたものの医学生地域医療奨学金については、新条例の規定の例によることができる。

附 則（平成26年条例第18号）

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成26年4月1日）

附 則（平成26年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第37号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第11号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の日前に貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第15号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った林業就業促進資金、医学生地域医療奨学金及び研修医研修支援資金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の表青年農業者等早期経営安定資金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年条例第11号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。